

令和6年度 都心緑化イベント実施計画作成業務委託 業者選定実施要領

本市の都心緑化イベント開催に向けた実施計画を作成する業務の委託事業者について、プロポーザル方式による事業者選定を本要領のとおり実施する。

1. 提案を求める業務の概要

(1) 業務名： 令和6年度 都心緑化イベント実施計画作成業務

(2) 業務の目的

令和8年度に開催を予定する緑化イベントの企画作成及び、イベント実施に向けて必要な事項の検討とスケジュール等の作成ほか、市民・企業等との協働による取り組みの実施に必要な企画立案・検討を行い、イベント実施計画を作成する。

(3) 業務概要

※詳細は、別紙1「都心緑化イベント実施計画作成業務仕様書(案)」参照

- ① イベントのコンセプト・全体方針等の検討
- ② 会場設定および各会場でのコンテンツ検討
- ③ 企業協賛を主とした協賛手法及び募集計画の検討
- ④ R7年度、R8年度を含めた全体スケジュール作成
- ⑤ イベント実施に必要な関係機関調整
- ⑥ 花木や展示・装飾に要する資材等の調達計画作成
- ⑦ 市民参加コンテンツの検討
- ⑧ PR手法の検討

(4) 履行期限： 令和7年3月19日

(5) 委託費上限額： 700万円(消費税相当額を含む)

(6) 付帯事項

○本件プロポーザルにより選定された者が、本業務を適切に履行したと認められる場合、令和7年度の業務の委託について随意契約を行う見込みである。

○参考：次年度以降の業務見込み

- ・R7年度：本件業務成果を踏まえ、準備作業として、イベント実施に必要な検討、関係機関との調整、資材等の調達・作製など
- ・R8年度：開催年としての準備、イベント運営、PR実施、成果把握など
- ・業務予算規模(※)：R7年度2500万円、R8年度7000万円程度を予定

※業務予算規模は現時点において確定したものではなく、予算編成状況により変動する可能性がある。予算額に変動があった場合は、受託者は委託業務内容の変更協議に応じること。

2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は以下の要件をすべて満たす者であること。
 - ①市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - ②参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業の継承を受けている場合は、継承前の事業期間を含む。
- (5) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登録されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (8) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を全て満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ①構成団体は前記すべての要件を満たしていること。
 - ②共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ③共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

3. 公募スケジュール

実施日	内 容
10 月 18 日（金）	公募開始
10 月 24 日（木）午後 5 時	質問書提出締切
10 月 29 日（火）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
10 月 31 日（木）午後 5 時	参加表明書締切
11 月 15 日（金）午後 5 時	提案書提出締切

11月27日（水）	選定会議開催（ヒアリング審査は別途通知する）
11月28日（木）	選定結果通知・委託候補者決定

※選定会議開催以降の日程は予定であり、都合により前後する場合があります。

4. 参加手続き等

（1）参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

1) 提出書類：

＜単独企業の場合＞

- ・別紙 2-1「参加表明書（単独応募用）」

＜共同企業体の場合＞

- ・別紙 2-2「参加表明書（共同企業体用）」
- ・別紙 3「共同企業体協定書兼委任状」

＜共通＞

- ・別紙 4「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
- ・新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、以下の書類も提出すること。（参加申込日の1ヵ月以内に証明されたもの。写しの提出可）
 - ① 登記事項証明書
 - ② 直近の決算報告書
 - ③ 新潟市税の納税証明書（新潟市入札用）

2) 提出部数： 各1部

3) 提出期限： 令和6年10月31日（木）午後5時必着

4) 提出方法： 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限まで必着）

（2）質問書の提出及び回答

本業務及び本要領について、質問書を提出することにより質問できる。

1) 提出書類： 質問書（様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記）

2) 提出部数： 1部

3) 提出期限： 令和6年10月24日（木）午後5時必着

4) 提出方法： 持参、郵送、電子メールのいずれか（提出期限まで必着）

5) 回答方法： 令和6年10月29日（火）までに、質問者並びに参加表明した者全員に電子メールで回答とともに、市ホームページに掲載する。※質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

（3）提案書の提出

1) 提出書類：

- ① 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

提案記入内容・様式は、別紙「提案書作成要領」のとおり

② 別紙 5「組織の概要及び業務実績」

必要事項の記載があれば既存の企業パンフレット等の添付でも可。

共同企業体の場合は、構成する企業ごとに作成し提出すること。

2) 留意事項：

- ・社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
- ・企画提案書はホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。
- ・企画提案書の提出後の修正・差替え等は提出期限内のみ可能とし、提出期限後は認めない。また、提案書及び提出資料は一切返還しない。
- ・必要に応じて補足資料を求める場合がある。

3) 提出期限： 令和 6 年 11 月 15 日（金）午後 5 時必着

4) 提出方法： 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限まで必着）

5. 提案者の選定

公募型プロポーザル方式とし、以下により選定を行う。

(1) 選定を行う組織

提案者の選定を行うため「令和 6 年度 都心緑化イベント実施計画作成業務 業者選定会議」（以下「選定会議」という）を開催する。

選定会議は、外部有識者及び市職員で構成し、選定終了まで非公開とする。

(2) 選定の方法

本要領に従い提案書を提出した者を対象に、選定会議において提案書の評価及び必要と判断した場合は提案者へのヒアリングを行い、提案を総合的に評価することにより、最も優れた提案を行った者を選定する。

提案者が 1 者のみであった場合は、選定委員による審査を行い、市の目的に沿った成果が得られると判断した場合は、その者を委託候補者とする。

(3) ヒアリング審査の実施

ヒアリング審査を実施する場合は、その日程・進行等については提案者に別途通知する。ヒアリングには、提案者（構成団体含む）のうち、実施体制に含まれる者（業務に関わる者）の出席を求める。また、提案者が多数の場合には、提案書の評価による一次審査を実施し、ヒアリング審査の対象者を限定する場合がある。

(4) 提案の評価基準

提案は、次表に掲げる評価項目、配点により評価を行う。

■表 評価項目（配点）

評価項目（配点）	評価の視点
1) 全体方針及びコンテンツの企画案 (50点)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント全体の狙いと構成、成果の想定が、本市のまちづくり方針に沿っており、一定の成果が期待できるか ・会場の使い方と展示・集客イベントなどの提案に、一定の成果が期待できるか ・都市空間の構成要素としての緑の効用の視点からの工夫がされているか ・本業務の成果に期待できる優れた知見や独自のノウハウ、アイデアなどが企画に込められているか
2) 協賛・市民参加及びPRの企画 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の成果に期待できる企画力を感じさせるか ・市民、来街者を対象とした啓発効果が期待できるか ・広報の提案内容や表現・構成に、戦略性あるいは洗練性、独自性、先進性等があり、優れた成果が期待されるか
3) 実施体制 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制や、提案者・スタッフの過去の実績から、適正な履行が期待されるか ・業務内訳ごとの見積もり金額及び業務委託金額の妥当性

(5) 選定結果の通知・公開

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

6. 契約に関する基本事項

(1) 受託者の決定

- ① 最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、選定結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第31条の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

7. 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・本公募の開始以降、選定委員による審査が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
- ・この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・委託費用の上限額を超える見積金額を提案した者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2) その他

- ・企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用(旅費及び通信費を含む)は、提案者の負担とする。
- ・選定結果についての異議申立ては認めない。
- ・受託者の名称は公表できるものとする。
- ・提出された企画提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・提出された全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、複製する場合がある。
- ・本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時間及び計量法によるものとする。

8. 問い合わせ及び書類提出先

新潟市土木部 みどりの政策課 プロポーザル担当
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL : 025-226-3065 E-mail : koen@city.niigata.lg.jp

以上